

固定資産税の手続きは忘れずに

固定資産税課 賦課・証明担当 (TEL6384・1245) 土地担当 (TEL6384・1246)
家屋担当 (TEL6384・1247) いずれも (FAX6368・7344)

1月31日(月)までに手続きを

償却資産の申告 市内で事業を営む法人や個人は、1月1日現在で所有している償却資産の取得時期や取得価格などを、賦課・証明担当へ申告してください。☑事業用の構築物、各種機械装置、器具、備品などの有形減価償却資産。土地や家屋、自動車税・軽自動車税の対象車両は除く。☑賦課・証明担当。

住宅用地などの申告 1月1日現在で土地を所有し、昨年中に土地の用途を住宅用地に変更した人は、土地担当へ申告してください。また、1月1日現在、次

のいずれかに該当し、一定の要件を満たしている場合は、令和4年度から固定資産税などが減額されます。要申請。◇土地を道路として利用している。◇共同住宅団地内にある共有の土地の一部を遊園として利用している。◇都市計画施設の予定地である。◇集会所やごみ集積所を所有している。☑土地担当。

家屋の申告について 昨年中に家屋の新築、増築や取り壊し、店舗から居宅への用途変更などを行い、登記をしていない場合は、家屋担当へ申告してください。☑家屋担当。

固定資産税の減額制度

■住宅の改修

いずれも☑工事完了後、3か月以内に所定の用紙を家屋担当へ☑。☑家屋担当。

バリアフリー改修 自己負担額が50万円超の工事を令和4年3月31日までにを行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額。1戸当たり100㎡分まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶**対象物件** 次のすべての要件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの人が居住している。◇築10年以上で、床面積が50~280㎡。賃貸住宅は除く。▶**対象工事** 廊下の拡幅や階段のこう配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床の滑り止め化。

省エネ改修 省エネ基準に適合する自己負担額が50万円超の工事を令和4年3月31日までにを行った場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡分まで。耐震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶**対象物件** 平成20年1月1日以前に建築された床面積が50~280㎡の住宅。分譲マンションなどの共有部分の工事は対象外。▶**対象工事** 窓の複層ガラスや二重サッシ化など、窓の改修と合わせて行う床・天井・壁の断熱改修。

耐震改修 耐震基準に適合する自己負担が50万円超の工事を令和4年3月31日までに行った場合、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は翌年度から2年間)の家屋に係る固定資産税額の2分の1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡分まで。▶**対象物件** 昭和57年1月1日以前に建築された住宅。

■認定長期優良住宅

認定長期優良住宅を令和4年3月31日までに新築した場合、家屋に係る固定資産税額の2分の1を新築後5年間減額。3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は7年間。1戸当たり120㎡分まで。▶**対象物件** 居住部分の床面積が50~280㎡。一戸建て以外の賃貸住宅は40~280㎡。店舗付住宅などの併用住宅は居住部分が2分の1以上必要。☑所定の用紙と認定通知書の写しを、新築した翌年の1月末までに家屋担当へ。

■東日本大震災の被災者への特例措置

次のいずれかに該当する場合は、固定資産税と都市計画税の特例措置を受けることができます。◇同震災により滅失・損壊した住宅の土地か家屋の所有者などが、令和8年3月31日までに、代替の土地や家屋を取得した場合。◇原子力災害の影響で居住困難区域内にあった住宅の土地か家屋の所有者などが、居住困難区域の指定が解除されてから3か月(新築は1年)以内に取得した場合。☑家屋担当。

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険課
(TEL6384・1240 FAX6368・7347)

納付額確認書を送付

令和3年1月~12月に納付した国民健康保険料の納付額確認書を1月下旬に送ります。後期高齢者医療保険料の納付額確認書は希望者のみに交付します。交付希望は直接か電話で同課へ。

土日・夜間窓口相談

同課で国民健康保険料の相談・納付ができます。

土日相談 時1月8日(出)、9日(日)、2月5日(出)、6日(日)、3月5日(出)、6日(日)午前10時~午後4時。

夜間相談 時1月27日(休)、2月24日(休)、3月31日(休)午後8時まで。

高額療養費外来診療分の申請を

令和3年7月末時点で、70歳以上の2割か1割負担の人のうち、令和2年8月~令和3年7月の外来診療費の合計が年間上限額14万4000円を超えた場合は超過額を支給します。該当者には1月中に案内通知と申請書を送ります。☑同課か大阪府後期高齢者医療広域連合(TEL4790・2031)。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず
読んでね

18歳以下の児童がいる世帯に 臨時特別給付金を支給

子育て給付課
(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響を受ける子育て世帯に対し、給付金を支給します。市からの児童手当本則給付受給世帯は申請が不要です。

世帯の児童が、平成15年4月2日~平成18年4月1日に生まれた人のみの場合などは申請が必要です。詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

令和4年度から改正 個人住民税

市民税課 (TEL6384・1248 FAX6368・7344)

住宅ローン控除の特例の延長

控除期間が13年となる特例措置において、入居日の対象期間が令和4年12月31日まで延長されます。ただし、契約時期などに条件があります。

セルフメディケーション税制の延長

健康の保持促進や疾病の予防に関する一定の取り組みを行っている人が、対象医薬品を一定額購入したときに所得控除を受けられる期間が令和8年12月31日まで延長されます。

特定配当などの申告手続きの簡素化

住民税において、「特定配当等(及び特定株式譲渡所得金額に係る所得)の全部」について源泉分離課税(申告不要)とする場合に、原則確定申告書の提出だけで手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されます。

詳しい制度内容や条件は市ホームページを確認してください。



市ホームページ

吹田税務署からのお知らせ

吹田税務署 (TEL6330・3911)か
市民税課 (TEL6384・1248 FAX6368・7344)

自宅などからe-Taxで申告を

令和3年分の確定申告は、国税庁ホームページからe-Tax(パソコン・スマホ申告)を利用してください。申告書の作成が簡単、待ち時間がないなどのメリットがあり、自宅ですぐ作成することができます。e-Taxの利用にはマイナンバーカードか、税務署で発行できるIDとパスワードが必要のため、早めに準備をお願いします。



国税庁
ホームページ

吹田税務署の駐車場が閉鎖します

時1月21日(金)~3月18日(金)。利用できる駐輪場も限られています。公共交通機関を利用してください。